

**ケアプランデータ連携システム活用促進モデル地域づくり支援事業  
委託契約企画提案競技審査基準表**

審査項目		審査内容	点数	
事業者評価	業務実績等	本事業を受託するに相応しい同程度の業務実績や熟練度があるか。	10 (5点×2)	10
	業務実施体制	必要な知識と経験を有する人員の配置やその役割分担等が明確に示され、本業務を安定的に実施し得る実施体制が確保されているか。	15 (5点×3)	20
		業務実施にあたり、収集した情報を適正に取り扱う秘密保持体制が確保されているか。	5 (5点×1)	
提案内容	事業目的の理解	事業目的の正しい理解に基づいた提案となっているか。	10 (5点×2)	10
	専門性・独自性	導入したシステムを居宅介護支援事業所及び介護サービス事業所の職員が継続して活用できる工夫がなされているか。	10 (5点×2)	30
		過去の業務実績を本業務に生かす工夫がなされているか。	10 (5点×2)	
		提案者の専門知識を生かした提案となっているか。	10 (5点×2)	
	業務管理	本業務内容を円滑かつ効率的に遂行できるスケジュールが示されているか。	15 (5点×3)	25
		本県と受託事業者の作業内容が具体的に示されているか。	10 (5点×2)	
経済性	提案価格に優位性はあるか。 配点(5点)×全提案者のうち最低提案額/本提案者の提案額 ※「全提案者のうち最低提案額/本提案者の提案額」は小数点以下切り捨て	5 (5点×1)	5	
合 計			100	

**【審査方法】**

- (1) 委員は、各項目について審査を行い、各5点満点で採点する。
- (2) 全ての委員の点数を集計する。
- (3) 集計の結果、合計点数が最も高い参加者を受託候補者として決定する。  
なお、点数が同点の場合は、委員の協議により決定する。
- (4) 委員の合計点数が最低基準点である360点(満点600点×6割)以上になった参加者がいなかったときは、受託候補者を決定しない。
- (5) 参加者が1者だけの場合、委員の合計点数が最低基準点である360点以上になったとき、その参加者を受託候補者として決定する。

**【評価基準】**

5	4	3	2	1	0
標準より非常に優れた提案	標準より優れた提案	標準的な提案	標準よりもやや劣る提案	標準より劣る提案	評価不能